

## 第4回

(仮称) こども発達支援センター  
のあり方検討会

(会議録)

# 1 開会

(会長) ただいまから第4回(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会を開催させていただきます。

それでは、まず、事務局から資料が提出されておりますので、ご説明をお願いいたします。

# 2 資料説明

(障害者サービス調整担当課長〔以下「(事務局)」と省略します。〕)

事務局でございます。お手元の資料をお願いいたします。

今回の資料は、今まで委員の方からいろいろご意見をいただいたものを事務局で一定の整理をさせていただいたものでございます。表の見方といたしまして、左側に主なご意見ということで、今までのご意見をまとめさせていただいたところです。右側が検討の整理(案)ということで、今までのご意見を踏まえながら、こども発達支援センターでの対応等も含めて整理させていただいたものでございます。主に右側の検討の整理(案)という部分をご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目でございますが、相談事業といたしまして、早期発見から早期支援へのつながりということで、右側の最初の○でございます。障害は、(1)出産時や乳児期にわかる場合、(2)1歳半、3歳児の乳幼児健診などの健診でわかる場合、(3)保育園などの日常生活の中での「気づき」でわかる場合、(4)各種の相談機関での相談の過程の中でわかる場合などがあるということで、さまざまな場面で発見されたものを支援につなげていくということでございます。

次でございますが、地域医療機関、保健相談所、保育園等、学校、各種相談機関、(仮称)こども発達支援センターなどの、関係機関の連携を強め、早期発見から早期支援へ確実につなげるシステムをつくりあげていくことが必要だろうということがご指摘だったかと思っております。

例えば、これからの取り組みでございますが、地域医療機関、保健相談所、(仮称)こども発達支援センターと関係機関との連携を強化して、それぞれの機関において円滑なサービスの利用を図るとともに、障害児に対する総合的な支援体制の構築に努めるため、ここではまず障害児支援ネットワーク会議というものを設定していきたいと考えております。

特に配慮を要するお子様につきましては、障害児支援ネットワークのもとに、当該機関間で個別のネットワーク会議をもって適切な支援を行っていただけるようにという形を想定しております。

次に、◎のところでございますが、(仮称)こども発達支援センター、今申し上げました障害児支援ネットワークに参加することはもちろんでございますが、こども発達支援センターとして担っていく役割としまして、専門医の診断結果に基づいて必要な支援につなげていく必要があるだろうと。

心身障害者福祉センター(以下「心障センター」と省略します。)は、現在でも多く

の専門の医師の方にご参加いただいておりますが、これだけの専門医の方をお願いして診察・診断のうえ療育につなげているというのは全国的にも少ないのかなと認識しております。この心障センターの特徴は、今後の（仮称）こども発達支援センターにも引き継いでいきたいと考えております。

3 ページの相談でございます。右側の検討の整理でございますが、敷居が低く相談しやすい体制が必要だということでございます。

まず、障害を持つお子さんに対しましては、できるだけ早期からの発達支援が重要であると、次に、わが子に発達の遅れがあるのではないかと気にしているが、なかなか相談に行く決心がつかない、それゆえ支援につながらない例があるということ、次が、わが子の障害を受容できずに支援につながらない例が見られるということでございます。その次が、保護者にとって身近で敷居の低いところで相談できる体制をつくっていくことが重要だろうというご指摘があったかと思えます。

次は、敷居が低いということは、障害を特段意識することなく子育て相談の一つとして気軽に相談できる場所、例えば地域のかかりつけ医の方、保健相談所、保育園、学校、あるいは子ども家庭支援センター、こちらでも子供の家庭総合相談等も行っておりますので、そういう場面、あるいは総合教育センターでも教育相談ということで子育てについて、あるいは不登校についてのご相談を承っておりますので、そういうところでの相談も必要だということでございます。

次が、各種の相談機関から専門機関へのつながりがスムーズに行くための相互の連携が必要ということで、この場面につきましても、先ほど説明をさせていただきましたが、障害児支援ネットワーク会議を活用していく方向で考えております。

次の◎でございます。（仮称）こども発達支援センターにおいても、敷居が低いということで、名称であるとか、あるいは雰囲気づくりを含めてできるだけ敷居を低くすることが必要であろうと。

例えば、検査、診察を経てから利用開始となっております現在の発達サポート広場がございますが、それ以外に、自由に来所して利用できる親子遊びの場を設けて施設に親近感を持ってもらえるような取り組みなども検討していく必要があるかと認識しております。

次のところでございます。専門機関としての相談の役割ということで、（仮称）こども発達支援センターにつきましては、まず1つには、専門医による診断、次に、専門医あるいは療育指導員から家庭での療育方法のご指導であるとかご助言をさせていただくと。次が、診断結果に基づく適切な療育の実施をしていくと、その次が、困難事例については、関係機関と連携し、問題の解決を図っていくということでございます。先ほど障害児支援ネットワーク会議のお話もさせていただきましたが、その下に個別のネットワーク会議等を設置して、その活用を図っていければと考えております。

次でございますが、都全体を所管している児童相談センターや発達障害者支援センターには、高度な専門機関として地域の療育機関などに対する技術的な支援が期待されているところでございます。

6 ページをお願いいたします。発達支援事業でございます。

まず、（1）気になる段階からの支援としまして、保護者にとって敷居の低い場所で

の支援を受けられることが必要なのではないかということで、その例として、保健相談所であるとか保育園、幼稚園、あるいは子ども家庭支援センター、総合教育センターが挙げられるのかなと認識しております。

次は、さらに支援が必要な場合には、専門機関につないでいくことが必要だと、その次が、障害の確定診断前から支援を受けられるようにすることが必要なのだろうということです。

次の◎ですが、（仮称）こども発達支援センターにつきましては、発達サポート広場の運営方法などの検討が必要なのかなと。例えば、現在検査・診察を経てから利用開始となる現行のクラスの他に自由に来所して利用できる親子遊びの場を設け、発達障害等の疑いのあるお子様については、かかわりを通して保護者の方との信頼関係を築きながら、その後の相談・療育機能につなげていくなどの方法が考えられる。また開催日についても、より利用しやすい曜日であるとか時間帯も検討していく必要があるかと思っております。

親子遊びの場の話でございますが、子ども家庭支援センターでも子育て広場びよびよ等が整備されておりますので、そちらとの連携等も必要だと考えております。

次の（２）未就園児の支援としまして、未就園児につきましては、地域に密着した療育機関である児童デイサービス等の障害児施策で支援が行われているということでございます。

次は、子供の育ちに必要な集団的な療育のためにも児童デイサービス等の施策の充実が必要と考えております。

次の◎でございますが、こども発達支援センターにおける児童デイサービスを含む未就園児のための通所クラスを拡充することが必要かと考えております。

次の◎ですが、こども発達支援センターの専門相談機能を活用して民間の療育機関を利用しているお子さんが保育園、幼稚園の入園を検討する際のご相談であるとかアドバイスを行うというような連携も必要になってくるかと認識しております。

次の（３）就園児支援でございますが、保育園、幼稚園等の一般施策による障害児の受け入れは増加している状況がございます。お子さんの育ちには、やはり集団生活を体験することも貴重な内容だと認識しております。

次の◎ですが、障害を持つお子さんについて専門的な療育や指導も必要であろうと、保育園などに（仮称）こども発達支援センターからも専門職を派遣する取り組みも検討するべきではないかということです。こちらにつきましても、以前からご説明しているとおり、保育園等では既に巡回指導等を行っており、専門の先生たちにご参加いただいているわけでございますので、現行の巡回指導との整理も必要になってくるかと認識しております。

次の◎でございますが、（仮称）こども発達支援センターにおいて就園児支援を継続するとともに、質・量ともに充実することが必要と。民間の療育機関とは職員の相互派遣や合同の研修などを通して支援の技術向上を図るなどの連携が必要なのかなと。こちらは職員レベルでの交流を図ることによりまして、一層の連携が図られるかということで記載させていただいております。

８ページでございます。（４）就学児支援でございます。

最初に、国で行っている「障害児支援の見直しに関する検討会」の報告書の一部を記載させていただいております。

学齢期における障害児の支援として行われている日中一時支援事業あるいは経過的な児童デイサービス事業については、放課後や夏休みにおける居場所の確保が求められていること、また中学時や高校時に活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえれば、充実を図っていくことが必要と考えられると。このため、これらの事業について見直しを行い、単なる居場所としてではなく、子供の発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについては、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべきであると。このようなご報告があったということでございます。

次ですが、学齢期の発達障害の子供の行き場として児童デイサービスや日中一時支援などの事業の拡充も必要になってくるかなど。次ですが、就学前から就学時、進学時あるいは卒業のときなど大きく状況が変わるときには、そこで支援が途切れることのないように各機関が連携しながら、将来の地域生活を見据えながら継続的な支援をしていく必要があるだろうということでございます。スムーズなつなぎのため、口頭だけでなく個別支援計画書や、就学支援シート（試行）を行っているところですが、このようなアイテムを活用してシステムをつくっていくことが必要かと考えております。

次の◎ですが、こども発達支援センターにつきましては、学齢期の子供たちのうち発達に心配のあるお子さんたちに対しては、経過観察を継続するとともに総合教育センターと連携しながら適切な指導・助言を実施していくことが必要かと考えています。学齢期のお子さんを対象に、例えば土曜日に月1回程度交流の場であるとか、ソーシャルスキルトレーニングの場を設けるなどの取り組みも検討できるかなど思っております。心障センターは以前から学齢期のお子さんへの支援も行っているところでございますが、やはり就学前のお子さんへの支援がメインとなっているところがございます。そういう意味では、就学前の支援のノウハウについては蓄積が十分されてきていると思っておりますが、就学以降の領域について、今回の検討会でもいろいろご意見をいただいております。その辺についても、心障センターで経験のない部分といいますか、弱い部分というところもございますので、こちらの点についていろいろまたご指摘、ご意見をいただければと思っております。

10ページでございますが、支援機関との連携といたしまして、保健、医療、福祉、教育などの関係機関がライフステージに応じて適切な支援を行っていく必要があると、関係機関や関係者が連携できるシステムをつくり上げることが必要と。

次が、一貫した支援を継続していくためには、関係機関が相互に支援にかかわる情報を共有化できるシステムが必要であろうと、なおその際には個人情報保護の観点から保護者の方のご了承をいただくなどの対応が必要になってくるということでございます。

次ですが、支援情報の管理をどこで行うかについては十分な検討が必要と、前々回、療育カルテ等のお話が出た際に、保護者の方にお渡しする場合についてもいろいろ注意する点が多々あるというご指摘もございましたので、このような記載にさせていただいております。

次が、特に就学前から学齢期への移行時などの節目には個別支援計画書、就学支援シ

ート等の活用を図り、関係者の連携のもと移行時支援を確実に行っていくことが必要だろうということをございます。

次は、こども発達支援センターを含む保健、医療、福祉、教育等の関係者ネットワークを構築することが必要ということで、これも先ほどご説明した障害児支援ネットワーク会議等の活用が考えられるところをございます。

また、次が、各関係者による関係者会議を開催しまして、各々の役割分担の中でどのような支援ができるのかというようなことを踏まえて、そのお子さんに合った個別支援計画をまとめていくというような対応も今後考えていく必要があるかと考えております。

次が、発達に心配のあるお子様の情報の活用については、現在保護者の承諾を受けたうえで行ってありますが、各機関の手順を相互に周知・理解することでより円滑に行えるようにする必要があるだろうということをございます。

11ページの（2）保護者への支援をございます。

子供の発達に関しては最も身近な存在である保護者を含む家族の方への支援が重要であろうと。障害児を持つ保護者の方が子育ての不安や悩みを抱えたままではお子さんの発達に影響が出る場合であろうと。子供の発達の基礎は家族であり、できるだけ早期から家族への総合的な支援が必要であると。次に、障害という視点だけではなく、広い視野での総合的な支援が必要であると。具体的には、障害の専門機関だけではなく、福祉、医療、子育て、教育等の関係機関が連携して支援していくことが必要だろうということです。次が、障害児をお育てになった経験のある保護者の方からいろいろなお話を聞く機会、あるいは子育て中の保護者の方同士が悩みを話し合ったり、情報交換をする機会も必要だろうということをございます。

あと関係機関としまして、障害を受容できずにいる保護者の方、あるいは子育てに不安を持ち悩んでいらっしゃる保護者の方に対して、関係機関が心理的なケアやカウンセリングを実施することが必要だろうということをございます。

次の◎をございますが、こども発達支援センターでは、まず1つ目、療育支援といたしまして、家庭での療育の仕方により二次障害が生じたり、あるいは家族関係が悪化するなどのケースもあるというお話もございました。そのようなことを予防するためにも療育方法の指導や助言を実施することが必要ということをございます。

次が、保護者グループへの支援ということで、さまざまな保護者の方の自主的な活動が芽生えているところをございますが、保護者の活動を支援するために施設の提供や情報の提供、あるいは講師の派遣などの支援を実施していくことが必要ということをございます。

次、保護者向けの研修会等といたしまして、発達に心配のあるお子さんを持つ保護者の方を対象に研修会を開催していくと。開催場所等につきましては、こども発達支援センターだけではなく、各関係機関の協力を得て、より広い範囲の方々のご参加をいただけるように対応してまいりたいと考えております。

13ページの（3）地域住民への啓発をございます。

発達障害等についての啓発用のポスターを作成し、区民の目に触れやすい場所に掲示する。あるいは区のホームページや区報の特集ページを活用した発達障害等についての

啓発も必要と。障害特性を記載したカードを作成して活用すると。前回のお話で、なかなかこのカードにつきましても、地域社会のご理解が前提になるというようにお話もございました。あるいは、保護者の方の自主的な取り組みとして行っていくのがいいのではないかと、行政のほうで、こういうカードがあるから皆さんご利用くださいといっても、なかなか浸透しづらいというようなこともご指摘があったかと思っております。このようにまとめさせていただいたところがございます。

それで、今回、今まで委員の方々の主なご意見をもとに一定の整理をさせていただいたところがございます。本日はまとめということがございますので、今までのそれぞれの検討項目に対する補足のご意見であるとか、あるいは（仮称）こども発達支援センターとして必要な機能について具体的なご意見等をいただければ、事務局としては幸いと思っております。本日のご意見をもとに、次回にはもう少し報告書の形に近いものを作成させていただいて、ご提示できればと考えております。

それで、次回最終回になりますので、報告書の案をご提示させていただいて、いろいろご意見をいただいた上で、また事務局で整理をさせていただきながら、最終的には会長、副会長のご意見を踏まえて事務局でまとめさせていただいて、委員の方々のご了解をいただくというような方法で進めていきたいと思っております。

以上、長くなりましたが、資料のご説明でございます。

### 3 検討のまとめ

（会長） 今まで委員の先生方からお出しいただいたご意見を事務局で整理させていただいて、それが左側に並んでおりまして、全体の流れとして、相談事業、発達支援事業、それから地域支援事業に大きく分けて、右側に検討項目を整理していただき、特に◎がついたものは現段階でこども発達支援センターについて特に重要と思われる項目として整理していただいているわけですが、これに沿って先生方からいろいろご意見をいただければよろしいかと思っております。最初は相談事業関連のことですが。

今日の時点で資料説明をお聞きいただいて、あるいはざっと目を通していただいて、特に右側の検討の整理と書いてある部分について補足のご意見とか、あるいは、特に今後このことに関してこども発達支援センターで取り組むべき事項などについていろいろ忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

一応また9時ぐらいまでということですから、恐らく相談事業、発達支援事業、地域支援事業、単純に3つに分け、時間を区分するのは難しいかもしれませんが、30分ぐらいの感じでそれぞれご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。お気づきの点がありましたらお願いいたします。

お目通しに時間がかかるようでしたらちょっと見ていただいて、少し時間を置いてからご意見をいただきたいと思います。あるいはもう既におっしゃりたいという方は、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただければと思っております。

（委員） 先ほどの6ページのところで、発達サポート広場とか親子遊びの場が、現行行っているぴよぴよなどということでもいいと思うんですが、そこにやっぱり経験値のある人とか、相談ができる人が、出向いて、気になる子とかお母さんの相談を受けられる

ようなことがあればいいんじゃないかなと思います。

その先生たちが見て、じゃ、ここに行きなさいというよりも、もしかしたらそのほうが相談を受けやすいんじゃないかという気がしています。

(委員) 2ページのところですが、全体にそれぞれの機関同士の連携ということをしていって、あんなところで強調されていると思いますが、この障害児支援ネットワーク会議というのは、もう少し何かイメージがございましたら、具体的にお話しいただければありがたいと思います。

(事務局) 障害児支援ネットワーク会議については、基本的な構想がまだでき上がっているという段階ではございませんが、具体的には、まずそれぞれの機関の役割や、守備範囲等がございますので、その辺の相互の理解から始めていくのが第一歩なのかなと思っております。

それで、それぞれの機関の持っているノウハウについて相互に理解を深めていき、その理解をもとに、それぞれの機関へつなげていくところをつくり上げていきたいと思っております。

あともう一点、この障害児支援ネットワークは、大変広い会議体になろうかと思っておりますので、すべての個別の案件まで取り扱うのは難しいかなと思っております。そういう意味で、個別のネットワーク会議というような形の、機動力があって、随時対応できるような会議体も必要かなと思っております。それについては、すべての障害児支援ネットワーク会議のメンバーが参加するというよりは、そのお子さんに対して必要な機関の関係者が集まって個別支援計画などの検討をしていくというようなことが現在イメージとして持っているところでございます。

(委員) 4ページですが、専門機関というところの専門医のところはよくわかるんです。次の専門医・療育指導員、家庭での療育方法の指導とか書いてありますが、この辺が私よくつかめなくて、療育指導員というのは。

(事務局) 専門医のほうはおわかりになっていただけるかと思っております。療育指導員とは、現実的には、よくご存じのとおり、心障センターの相談部門の心理職の職員、あるいは幼児部門の保育士であるとか、障害をお持ちのお子さんに対する療育に長く携わっている者もございます。その者たちがそのご家庭、そのお子さんの状況に合わせて、ご家庭での療育方法等をご指導、あるいはご助言していくというようなことを考えているところでございます。

(委員) 先ほどの障害児支援ネットワーク会議ですが、この全体を見て、ここが一つの重要な今回の施策のポイントになるのかなと思います。今説明していただいたんですが、まだ具体的にかなりわからなくて、障害児支援ネットワーク会議というのは、個別の例を会議する場所ではなくて、各機関が、最初お互いに理解をしていくと、それぞれの役割や何かを理解するための会議だとおっしゃっていたんですけども、そこからだんだんお互いに理解したとして、その後どういうふうにその会議をやっていくのかとか、どのぐらいの頻度でとか。実際の子供たち一人一人のケースというのは、個別ネットワーク会議とおっしゃられたんですけども、そこでは本当にA君ならA君についての会議というのが開かれるわけでしょうか。どうも具体的にまだよく想像ができないのですが。



(事務局) 障害児支援ネットワークにつきましては、こちらに記載させていただいているとおり、関係機関が多いわけでございます。こちらにつきましては、毎月のように開催というよりは、年に数回になろうかなと思っております。

今、委員からご質問がございました、例えばA君についてどうしていくかというような件につきましては、その特別な事例がございましたらば、A君のためにどのような支援がそれぞれの機関でできるかというようなことを個別に考えていくというような方向性かと思っております。

それで、その個別のネットワーク会議の中で、いろいろノウハウなり経験なり事例なりが積み重なっていったって、それを障害児支援ネットワークのほうに事例というような形で上げていくというようなことも想定しております。

(副会長) それに関連してですが、医師会でも発達障害の研究会を立ち上げようと考えております。具体的には、とりあえず医師会内部で小児科、精神科、それから発達障害に興味のあるその他の科の先生方で勉強会を立ち上げて、それから発展して、センターの先生方とか保健所の方、それから行政、その他含めた地域の小児発達に関する研究会みたいなものになればいいなと考えています。

やることは、講演会で講師をお呼びして講演していただく、あるいはそれに対して検討会を行う、あるいは療育スキルの講習とかその体験、あるいは評価方法の勉強といったようなことになると思います。そうしますと、今の障害児支援ネットワーク会議とかなりダブるところが出てくるんじゃないかと考えていて、さっきから出ておりますように、ネットワーク会議の性格というのがいま一つピンと来ないという気がしています。

(委員) 私は、障害を持った子供でも、虐待を受けた子供でも、それからいわゆる子育て支援、それから非行、不登校、これらを区別する必要はないと思います。区別する必要はないというのは、関連する機関と関連する専門職は変わらないと思うからです。いわゆる要保護児童地域対策協議会という大きな枠組みがあって、その中で、そのネットワークと、子供の障害のネットワーク、虐待のネットワークと、それぞれ個別にはあっていると思いますが、その全体のところとこの障害児支援ネットワーク会議というものの関連というものをしっかり位置づける必要があるのではないのかと思います。それぞれ虐待は虐待、障害は障害、非行は非行、育児支援は育児支援というふうにばらばらになってしまうとまとまらないのではないかなと思っています。

そういうことからすると、子ども家庭支援センターの位置づけが、さっきのご説明を聞かせていただいて、何か一段低いところに置かれているのではないかなと感じました。2ページ目の関連機関のところ子ども家庭支援センターが書いてないんですね。あとの敷居の低いところには入っているんです。ということも含めて、子ども家庭支援センター、要保護児童地域対策協議会というところとここの位置づけというものをお聞かせ願えればと思います。

(事務局) 先ほどご説明のところでお話しするのを忘れてしまったんですが、子ども家庭支援センターももちろんこちらに入っているということで、こちら記載漏れをしたところを委員にご指摘いただいたところでございます。失礼いたしました、事前にご説明すればよかったんですが。

今、要保護児童地域対策協議会との関係もございます。それで、以前もご指摘いただ

いたような家族への支援ということで、その家庭の中では障害ということもあろうかと思いますが、それ以外に、ご家族ではいろいろな悩みであるとか問題を抱えていらっしゃるケースがあるというご指摘をいただいているところでございます。

従いまして、要保護児童地域対策協議会と障害児支援ネットワーク会議の関連は非常に難しいところはあるというふうには認識しております。協議会と会議をどのような形で両立させていくのかということは今後の検討課題と思っております。

一方、現在でもやはり要保護児童地域対策協議会につきましては、私どもも適宜参加させていただくという方法をとらせていただいております。今後その2つの協議体あるいは会議体のあり方というのはまた個別に検討を進めていきたいと思っております。

(委員) ちょっと飛びますが、11ページに、その発達に心配のある子供の情報の活用については現在保護者の承諾を得たうえでやっているが、各機関の手順を相互に周知・理解することで、より円滑に行えるようにと。これは保護者の方の承諾を得るということは絶対に必要だと思うんですが、いわゆる守秘義務ということについては、要保護児童のグループの中でということであれば、一応それはクリアできるのではないのかと思います。

(委員) ネットワーク会議なんですが、こども発達支援センターが中心になって、会議をするときにイニシアチブをとっていくのか、あるいは区役所が窓口になってそういう会議のイニシアチブをとっていくのか、今どちらを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局) ネットワーク会議は、基本的にお声かけ、あるいは主導するという点については、行政側から働きかけていくのかと認識しているところでございます。

(委員) 最近、小学校の高学年男子の、発達障害系のご相談を3・4件を受けました。家庭のご事情があって、施設に入所したり、一時保護所に入所したケースがありました。そういったときに、要保護児童の会議とか地域のネットワーク会議の中に、今まで福祉ケアセンターは入っていなかった気がします。

私は、発達障害や、知的障害といった、発達に心配のあるお子さんについては、すべて今度できる発達支援センターで把握していただいていたほうがいいのではないかと思います。例えば、Aさんは現在施設に入所しているが今後在宅になった場合どのような支援を検討したら良いか、或いは成人に達したBさんは今後どのような支援が必要かなど、発達支援センターが乳幼児から成人まで一貫して支援していく体制を作っていただければと思います。今までは学校とかいろいろな機関が入っていますが、たしか障害系の機関は入っていなかったと思います。

私が相談を受けたケースは、途中で転入されてきたりということがあり、練馬区の障害系の部門にはかかわってなくて、学校教育で特別支援学級とか教育センターにはかかわっていたと思います。そういう子供も含めて、発達支援センターが区内の発達に心配のある子供たちを全部掌握していただけるといいのかなという印象を持ちました。

それと、もう一つ、4ページの一番下の右側に、都全体を所管している児童相談センターと書いてありますが、児童相談センターは事業課と相談処遇課と一時保護所の保護課と、それから治療指導課と、4課を持っていますが、私が所属している相談処遇課は地域児童相談所と同じ仕事をしています。治療課や保護課は確かに都全体が対象です。それから常勤や非常勤のドクターがセンターにいますが、そちらのほうに相談したいと

いう場合は全都的に受けています。発達障害の方や知的障害の方の相談は、全部児童相談センターが所管になっているというわけではありません。まず地域児童相談所で相談を受けていただいた上で、地域児童相談所でのサービスが十分でない場合に児童相談センターに連絡して、別のいろいろなサービスを使うということなので、この都全体を所管しているというふうに書かれると、ちょっと誤解を招くかなと思っています。

(委員) 先ほどから出ております2ページの障害児支援ネットワーク会議の名称についてですが、せっかくの、福祉、医療、教育の、横のつながりの会議ということですので、もう少し間口を広くしたほうがいいかなと思うんです。

どういうことかといいますと、名称が障害児になりますと、診断がもう既についているお子さんが対象の中心になるのではないかと思います。最近、身近で取り上げるケースとしては、発達障害なのか虐待児童なのかの判別がつかない。かかわってみないとどちらかがわからない。特に教育畑の人間から見ますと、家庭というのは踏み込めない面がありますので、多角的に長い期間踏み込んでいかないと実際はどちらなのかわからないということもありますので、障害児という名称をつけてしまいますと、支援の間口が狭まってしまうような気がいたします。些少なことのよう気はしますが、そのような意図で名称をもう少し考慮したほうがいいかなと思います。

それから、いわゆる軽度発達障害の範疇に入らなんでしょうが、発達障害に苦しみながら非行の問題も抱えているというケースも決して少なくありませんので、そういった子供たちにも支援の焦点を向けていくというような意味で一つの意見を申し上げます。

(会長) このネットワークの名称に関してはまたいろいろとご意見をいただいて検討されていくことだろうと思います。もう幾つか出ていたと思いますが、関連のご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

そうしましたら、とりあえず相談事業ということでご意見を承っていたんですが、ネットワークのところにもいろいろご意見が集中して、非常に大事なことをいろいろ発言いただいたと思います。あとの時間のこともございますので、次の、6ページから始まる発達支援事業に関連した項目についての補足のご意見であるとか、検討項目に関してのご意見などをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

この辺のことは2回目に検討されたことですが、もちろん相談事業一般のことでも結構ですが、どうでしょうか。どうぞ。

(委員) またもとの問題なんです、こども発達支援センターを考えたときに、最初に委員から、公設公営を望まれるというような意見があって、そのことについては、今は置いておいて、どうなるかわからないのでというようなお話だったと思うんです。先ほど発達センターがイニシアチブをとったほうがいいのか、あるいは発達センターにすべての情報を集約する形で、その人の子供の段階からずっと成長していく段階への情報をつなげるような形で発達センターが持っていたほうがいいのかということでは、私も本当にそう思うんですが、例えば民間になったとするとそういう形もできるのか、その辺が何かこうあいまいなままだとイメージがしっかりとれないんですね。

先ほど、会議や何かは行政が声かけをすとなっていて、まだはっきりしなくてもいいですが、もう少しこの発達センターが、現在の心障センターから何がどう変わっていくのかがよくわからないので、わかる範囲で結構なんです、もう少し具体的にいいで

すか。

(事務局) 現在の心障センターとこども発達支援センターとの関係でございますが、こども発達支援センターは公設ということで考えております。

それと、運営は、現在心障センターは公設公営で行っております。こども発達支援センターにつきまして、いろいろ皆様からご意見をいただいて、このような事業もというようにございまして、そういう意味では、運営は、一部民間のご協力をいただくということも想定されているところかと思っております。

それで、(仮称)こども発達支援センターにつきましては、心障センターで従来からお子さんに対する診断とか、療育は行ってきたわけですが、その機能を継承しながら拡充していくということが基本かなと思っております。

(会長) 引き続きご意見をいただきたいんですけども、どうぞ。

(委員) この未就学児支援が一番幼児教室の気になる場所ですが、児童デイサービスを含む通所クラスを拡充するというのがありますけれども、今も大分、部屋の的にも、人数的にもいっぱいかなと思うので、どのように拡充の具体的なところを考えているのかをお聞かせ願いたいんですけど。

(事務局) よく心障センターの状況をわかっていらっしゃると思うんですが、ご指摘のとおり午前午後も満杯という状況がございます。ですから、今の心障センター、ほかの会議室で使っている部分の活用も1つあるかと思っております。

あと、これからこども発達支援センターでどういう事業をやっていくか、あるいは早く教室についてどこまで対応していくかということは今後の検討かと思っております。それで出た想定数値を考えると、今の心障センターだけでは無理だというようなことも出てくるかもしれません。

ですから、先に心障センターの建物だけで考えてしまいますと、逆に枠が入ってしまいますので、基本的な考えとして、まず何が必要なのかということから始めるのが必要なかなと、それで施設的にそこで足りないということになれば、その段階でまたそこを考えていくということが必要かと認識しております。

(委員) 7ページの一番下のところに関連してなんですが、今のセンターでも療育を主に担っているのは保育士だと思うんですが、保育士の質を上げていくことがすごく大事なポイントで、これはセンターだけではなくて、練馬区立の保育園も同じですね。センターの保育士と保育園保育士の交流というか、ローテーションはあるんでしょうか。

(心身障害者福祉センター職員) 実際に、私は幼児のスタッフとして保育士で仕事をさせていただいておりますが、保育園から保育士が異動してまいりましてスタッフに入ることもありますし、逆に幼児のスタッフでいた職員が保育園で仕事をさせていただいていることもあります。ローテーションはあります。

ただし、幼児のスタッフは限られた人数になっていきますので、ローテーションの頻度が全体の保育士の人数に比べると、なかなか全体に回るまでにはかなりの時間が必要になるというのが実際のところですよ。

(委員) こんな質問させていただいたのは、こういうセンター的なところと保育園との交流がほとんどない、センターはセンターだけ、保育園は保育園だけという自治体が多いと聞いているので質問させていただきました。

(委員) 先ほど未就園児の話がございましたが、就学児に関しましてもお願いがございます。9ページの学齢期の子供を対象に、例えば土曜日に月1回程度交流やソーシャルスキルトレーニングの場を設けるとございますけれども、初年度から完璧を期する必要はないと思うのですが、月1回ではなく、もう少し頻度を上げていただくと効果が出るかなと思います。

似たような場で、通級指導学級があるかと思いますが、ご存じのとおり数が絶対的に不足しております。それから保護者の一部の方は、学校以外の場で、余り人の目に触れない場でトレーニングを受けたいというような希望もあります。

ですから、例えば学校外でトレーニングを受けて効果を実感して、通級への敷居が低くなるということも考えられますので、学校外のこのようなトレーニングの場というのは非常に強く期待を寄せるところですが、もう少し頻度をとと思います。

あと、ソーシャルスキルトレーニングとございますが、対人関係の技能というんでしょうか、そういうスキルが子供たち全般、障害のあるなしにかかわらずかなり低下しているのではないかなと思っています。このようなトレーニングの場は非常に必要だと思うんですが、トレーニングをする場合に、やはりマン・ツー・マンというよりも小集団で行うことが常だと思うのですが、子供たち同士の相性がかなりトレーニングの効果を左右いたします。

通級指導学級では、月曜日から金曜日までグループを組んだとしても大概是5種類のグループになります。学年とか、知的レベルなどから選択肢はかなり限られてきてしまいます。そこに知的レベルや年齢的にはほとんど共通するのですが、相性が余りよくない子供が同一グループでソーシャルスキルのトレーニングを受けなければいけないというときに、トレーニング以前のいろいろなトラブルの処理などで追われてしまって、なかなか効果につながらないということもありますので、とにかくトレーニングの場はできるだけ複数用意するということが望ましいと思います。このあたりもご検討よろしくお願いいたします。

(事務局) 毎週とかいうことはあろうかと思いますが、一遍になかなかすべてというわけにはまいりません。一つ一つということで、取り組みの取りかかりといたしますか、そういう形で例示で挙げさせていただいておりますので、ほかにもご意見あろうかと思っておりますので、ちょうだいできればと思っております。

(委員) 先ほどの心障センターと発達支援センターの違いに関してなんですが、私が勝手に自分の頭の中でイメージしたものは、いわゆる特殊教育から特別支援教育に名称が変換いたしました。名称の変換と同時に内容も多少質が変わってきたと思います。まず教育だけではなくて福祉、医療、労働などの、横の連携を強めていこうという発想ですよね。

それから、もう一つ、今まで余り支援の中心に置かれていなかった、はざまにいる子供たちなどにも支援の手を広げていこうという発想、ほかにもいろいろございますけれども、そのあたりが核になるかと思うんですね。そんなような形で、この発達支援センターに関して対象を広げていくということ、そこから別の領域の横のつながりを強めていくという変更なのかなというふうに認識しているんですが、それで間違いございませんか。

(事務局) 委員ご指摘の、教育、福祉あるいはその他の部門との連携というのはまさに求められているものなのかなと思っております。

あと一方、発達障害等軽度の方ですと、やはりどうしてもはざまにということで、なかなか手が差し伸べられていなかったというようなご指摘もそのとおりだと思っております。

今後のこども発達支援センターにつきましては、心障センターでももちろん対応はしてきたわけですが、その辺の範囲についてもやはり考えていくべきだと理解しているところでございます。

(委員) 8ページの就学児支援に関してですが、学童クラブにも随分障害を持った子供さんたちが入っていて、それで結構大変なんですよ。あそこは部屋も狭いし、人数はたくさんいるし、人口密度といたら本当に大したものなんですよ。そういうところで支援されている指導員の方は大変な思いをしているわけですが、この右のページに学童クラブの支援ということは入っているのでしょうか。それとも、それはまた別のことなんでしょうか。

(事務局) こちらのほう、すべてなかなか記載させていただけない部分がございます。委員のおっしゃるとおり、学童クラブとの関係ですね、そちらにつきましても、ご提案等いただければと思っております。

(副会長) 同じところで、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべきであると、これは厚労省の検討会の意見ですね。それで、次期自立支援法の改定にこれが盛り込まれるのでしょうか。

(事務局) なかなか私どものレベルで次の自立支援法の見直しにこれが盛り込まれるかどうかということは、お答えはできかねるかと思っております。

ただ、厚労省ではこういう検討をしているということ、それについては、それぞれの地域でそれぞれの支援をしていく者、あるいは利用なさっていく方々からのご意見が強く上がっているものだと認識しております。こちらのほう、次回の見直しのところでどう反映されるか、具体的なことは私お答えするところではございませんが、そういう強い意見が反映された内容なのかなと認識しているところでございます。

(副会長) それと、その下の就学支援シートということで、今、練馬でも試行されていると思いますが、前々回、委員から出ました療育カルテの話にもつながると思うんですけれども、北斗療育カルテ、北海道の北斗市のものを送ってもらったんですが、今までの生育歴、発達歴、療育・保育歴、教育歴、就労歴というものが全部一緒になったこういった療育カルテがやはり必要なのではないかと考えております。

それから、もう一つは、サポートブックというものがペアで出ておりますけれども、これは本人が今どんな状況で、どういうふうなときはどうしてくださいというようなことを書いてありますけれども、こういうものを一応お返ししますので、皆さんに見ていただきたいと思っております。練馬でもこれに近いものができたらいいのではないかとこのように考えています。

それから、もう一つは、市川市で、医師会が手をつなぐ親の会と連携して医療機関に対する説明カードというもの。たったこれ1枚ですが、こういうものを持って医療機関にかかることによってトラブルをなくすということを実行していますので、これ

もあわせて見ていただきたいと思います。

ちょっと外れますが、前回出ました自閉症のための防災ハンドブックというのが日本自閉症協会から出ておりますので、これもどういったものかというのをお目通しいただきたいと思います。

(会長) 今資料が回覧されていますので、ご覧いただきながら、また引き続きご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員) 発達支援センターは、発達障害を中心に考えていくのか、あるいは子供の年齢をどう考えていくのか。よくわからないんです。私からみると、障害者はいつまでも子供なんです。幅広く連携を考えていく中では、障害者を持つ親としては、一般論として、全てをみてもらいたいという願いですから。非常に何か見えないんです。心障センターに残すもの、心障センターが今やっている事業がそのまま残るのか、少しこちらにもってくるのか、もう少しわかるように。

(事務局) 今のご意見でございますけれども、今、心障センターでやっている事業について、こども発達支援センターになってからは、発達障害だけということ考えているわけではございません。子供ということで、法律上は18歳までというのがございますけれども、その辺が基本になるのかなと思っております。

それと全体像がなかなか見えないというご指摘をいただきました。事務局の勝手際で申しわけございません。次回にでも全体像といいますか、それぞれこども発達支援センター、こういう機能を持っていくんだと、それについては心障センターからこう変わっていくんだというようなどころが見えるような資料をご用意させていただきたいと思いますので、申し訳ございませんでした。

(会長) 引き続きご意見を出していただければと思いますが、いかがでしょう。

(委員) 前にも質問しましたショートステイとかレスパイトケアですが、つつじ荘の他に、もう1カ所ふえるということですが、今その窓口は福祉事務所になっているのですか。そういう窓口を全部寄せ集めると大変かもしれないのですけれども、発達支援センターで一括してやっていただければと思います。それからショートステイとかレスパイトを東京都でやっていたときに、長期休みのときの需要が多くて、結局利用できなかったケースが結構ありました。練馬区の場合、今までつつじ荘で、どれぐらい夏休みとか長期休みにご利用される方がいて、実際に利用できなかった方がどれぐらいいらっしゃるのかとか、その辺の状況というのは、今おわかりになるのでしょうか。

(障害者施策推進課長) 申し訳ございません。細かいデータを持っていないんですが、簡単に言うと、満杯という状況は間違いございません。ただ、申し込んだけれども、利用できなかった人がどれぐらいというのは今数字を持っていないんですが、いっぱいであることは事実でございます。

そのような状況も踏まえて、新しいところをもう一つつくっていこうという形で今考えているところでございます。

(委員) 相談所でいろいろなご相談を受けていますが、やはり子供が小さいうちは親御さんもお若いし、子供がまだまだ成長する可能性があるというお気持ちで頑張れるのですが、学齢以降、だんだん年齢が高くなり、特に障害が重い場合は、親御さんも学校などの長期のお休みの時は本当に疲れていらして大変です。いつでも気軽に地元で利用で

きる、それから希望したときに使えるショートとかレスパイトがそれぞれの自治体にあり、しかも窓口が分散しないで、ここに行けば障害関係のことが全部済むというほうが、障害系の相談でしたらこの窓口とまとめていただいたほうが、住民からすると利用しやすいのかなといつも思っています。

(障害者施策推進課長) 今、窓口というお話がございましたので、サービスの使い方という意味について少し窓口のことをお話しさせていただきます。

現実的な障害児の方々、障害を持った方々、障害児もそうですけれども障害者も含めて、サービスを使うということについては、今は支給決定という手続が必要になってきます。それはサービスを使うためにその申請を受けてという、そういう窓口でございます。それは原則的に、練馬の中では総合福祉事務所がそこを担うということになっていまして、心障センターで行っている児童デイサービス、これもサービスということについては、一般的にどういう方が対象でということでは心障センターで相談を受けたりはするんですが、最終的にはその福祉事務所に申請をするという手続が入ってくるということになります。ここは子供から大人まで、すべてにかかわるところですので、そこで一括してやるという形になっているところがございます。

(委員) 練馬の課題は医療的ケアや知的で多動だと預かってもらえないことです。

ただ、昔、緊急一時といわれたころ、こう言われました。緊急とは、緊急だって。だから、緊急ではないんだから駄目だというのが区の考え方でした。今は、やわらかくなりまして、レスパイトとかも受け入れていただいて以前よりよくなっています。

(障害者施策推進課長) 今のご意見も含めまして、もう少しお話をいたしますと、緊急一時保護という形でやっているのは、法外サービスという形で今やらせてもらっていて、自立支援法上は位置づけされていないのを区独自でやっているという形になっております。それを今回2カ所目をつくらうかということで進めているところなんです、自立支援法でいうサービスは、ご存じのようにショートステイサービスというのが法的にはあるんですけれども、なかなかやっている事業者さんも少ないということもあって、練馬はショートステイが入る前の段階から緊急一時ということで、法外で、緊急の方をまず優先しながら、現段階ではレスパイトも含めてお預かりするという機能にしてございます。

法の中でショートステイという機能が明確になったことと、先ほども一部ありましたが、日中一時支援という事業も法的に明確になっておりますので、今後は、今あるこの法外の事業を法内に位置づけることも含めて基準を高めながらお預かりできる機能にしていきたいなということで、今2つ目の設置に向けて努力をしているところがございます。

(会長) いかがでしょうか、発達支援に関しては。そうしましたら、一応まだほかに検討すべき大事な項目がございますので、少しそちらのほうに重点を移してご意見いただければと思います。具体的には、10ページからの地域支援事業ですね、これは前回いろいろご意見を賜ったところなので、記憶に新しい部分だと思いますけれども、この辺を中心にしてまたご意見いただければありがたいんですけれども、もちろん前に戻っていただいて、相談事業でも、発達支援事業でも結構でございますが、一応最後の部分になりますので、お願いしたいと思います。



(委員) 10ページに就学前から学齢期への移行のときに、就学支援シートの活用を図って移行時支援を確実にしていくことが必要というのがある、まさにそうなんです、多分現状は、就学前の療育をしているところと、例えば小学校との間に微妙な関係があるような気がするんですね。それで就学前に支援を受けていたことを小学校に全部伝えたほうがいいかということ、就学前の療育しているところで迷うし、小学校も小学校で、先ほど言われた特殊教育と特別支援教育という切りかわりが、でき切れていないので、ある程度の障害を持った子供も普通小学校の場で教育を受けるということに対して、まだ全体としての理解とか認知ができていないところがある、できればもっと別の適切なところに行ってほしいと思ったりとか、いろいろそういう何か見えないバリアみたいなものが働いているところがあるようなんです。

さらに、例えば就職となったときも、ハローワークと、あるいはそれまで支援していたセンターと地域の就労支援とかがお互いに遠慮し合って、イニシアチブをどこがとるのかということでもたまたまお互いに遠慮し合ったりとか、今ある施設が上手に実際は連携がとれていない状態というのがあると思うので、各機関が遠慮し合ったり、あるいはうまく相手を信頼して療育状況を話すのを控えるというようなことがないような状態に持って行っていただきたいなと思います。

(事務局) 今の委員のご指摘、前回にもそれぞれの相談機関もそうですし、それぞれの支援機関あるいは教育と、医療となかなか連携がというご指摘をいただいたところでございます。

確かに、そういう部分もございまして、今後そういう関係機関のネットワーク等を進めていきたいというところでございます。

すべてが一遍にというわけにはまいりませんので、一つ一つやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと。

(委員) またここでもネットワーク会議のことが出てきていると思いますが、ちょっと意見として、この関係者が一堂に会して会議をするというと、やっぱりなかなか意見がまとまらないとかということもあるので、例えばAチームが育児支援から未就園児とか、グループ分けをして、今回はAチーム、Bチームがこんな話し合いをしましょうとか、Bチーム、Cチームはこんな話をしましょうとか、全体で研修会を開きましょうとか、フットワークが軽く、ある程度的人数で意見交換ができる場にしないと、例えば会議という大前提で多くの人間が集まっても、結局はまとまらないものになってしまい、意味のないものになってしまうといけなかなとは思っている、基本的にそんな組み方をしてもいいのではないかなと思いました。

(事務局) 今ご指摘いただいたとおり、最初にも申しましたけれども、なかなか大きい会議体になります。じゃ、そこで集まったら、この議題で話し合ってくださいといってもなかなか難しいところございます。今ご指摘があったような、部会というような形で、それぞれの検討したものをまたネットワーク会議に上げていくとかという取り組みは必要なのかなと思っております。

(副会長) 地域住民への啓発というところで、練馬区は民生委員というのは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

(事務局) 練馬区は564人という数になっております。

(副会長) かなりな数ですよ。そういう人たちにこういったパンフレットとか、いろんな啓発をして、障害について知ってもらおうということは、何か施策としてやっていますのですか。

(事務局) 確かに民生委員さんにつきまして、地域の方でいろいろ行政にご協力いただいているところでございます。そういう研修会等をやはり区で開かせていただいて、先日も障害関係の施設見学に行ったりということで知識を広げていただくといいですか、ご理解いただくというような取り組みは区で行っているところでございます。

(委員) 民生委員さんの中に障害者部会があって、「今度こういうことやりますけど、何かありますか。」と、私たちの団体に問合せがあったりしてます。

また、私は障害者の親ですけれども、何かを決めるときにその場に当事者がいないんです。何らかの形で、当事者が参加できるようにしてほしいと思います。私たちも当事者がいなかったために、できあがったものが良くなかったとか、いろいろありますので。

前回、ポスターの話が出ました。周りの人に聞いたところ、ポスターは必要だという方が多かったです。私も認識不足なところがあってピンとこなかったが、ポスターというものが、地域啓発に必要だと思いました。ぜひ、実施してほしいと思います。

(委員) 例えば、ファミリーサポートセンターとか緊急サポートのところで、そういう担当している人たちの研修をいろいろやっていると思うんです。地域によっては、いわゆる行政が主体となってそういう子育て支援ができるようなある程度の専門的な知識だとかスキルだとかを認定するような人を養成しているところもあるように聞いているんですけれども、練馬区ではそういう取り組みというものはあるんでしょうか。

具体的にいうと、板橋区は結構3つのグレートに分けてかなりそういう養成をやっている。私、個人的にあるところで緊急サポートの研修の担当をさせてもらったりしているんですが、そういう経験から、地域によってすごく違うなというのを感じていたもので。

(事務局) 申し訳ありません。その辺勉強不足でございまして、今具体的にお答えすることができないんですが、次回までにまた資料を整理させていただきたいと思います。

(委員) 地域住民への啓発ということで、私もこの啓発用ポスターと先週話が出て、やはりぱっと目につくところで気持ちをとどめて振り返らせるということでは非常にポスターは有効だと思いますし、今まで案外されていなかったツールかなと思いました。あと、練馬区でこういうものがあるかどうかはわからないので、今日お持ちしたんですが、これはアスペ・エルデの会を出している「はじめの一步」という発達障害の子供を持った方のための小冊子で、もしそういうことになったときに、これから親はどういうふうにしていったらいいとか、自分の子供を理解するためにどうしたらいいかということがすごく易しい絵で、温かい口調で書かれていて、なかなかわかりやすい本だなと思うんですけれども、現在、練馬区はこういうものを出していますか。

(事務局) 取り組みとして、冊子等をつくるということも考えの一つなのかなと思っております。現在のところ、同様の冊子を練馬区で発行しているかとなると、まだそこまでっていないのが現状でございます。

それで、発達障害もそうですし、ほかの障害についてもそうですけれども、ポスターという形での媒体も一つあるだろうし、また冊子という形での媒体もやはり必要なのか

など思っております。

取っかかりとしては、やはりポスターで目を引いてというのがございますけれども、その後それ以上の詳しい内容ということになれば、やはり冊子媒体ということも検討の視野の中なのかなと思っております。

(委員) ぜひ参考にしていただきたいと思います。

(会長) いかがでしょうか。何かご意見いただければと思います。

(委員) 全体的なことになってよろしいでしょうか。虐待系のところでは、本当に携わっている人たちがいわゆる燃え尽き症候群ではないですけれども、とんでもない状況になっています。それから学校もいわゆるモンスターペアレント対策というのが結構大きな問題になっています。

今度この発達センターができて、多分一生懸命やればやるほど、職員の方たちにいろんな負担がかかってくるんだと思うんです。前にお話しさせていただいたと思うんですが、いわゆる障害という形で入っていても、かなりのところで虐待、家庭内のさまざまな問題が出てくる、そうなってくると一体そこにどう対処していったらいいのかというようなことで、職員の方たち、かかわる人たちのメンタルヘルスを絶対考えておかなければいけないと思いますので、そこら辺のところも中に入れていただければと思います。

(委員) ちょっと戻ってしまうんですが、先ほど保育士の向上という話があって、委員にお聞きしたいんですけれども、巡回指導をしていて、保育士の先生がどのぐらいわからないことがあるとか、どういう点で困っているかというところを知りたいんですが。

(委員) 練馬区の場合は、ほかの区と違って、保育士に対しての指導・研修は随分しっかりできていると思うんです。

例えば、障害児保育研修でしたね、そういう名称で、委員もそうですけれども、いろんな先生、かなり一流の先生に出ていただいて講義を受けるとか、そういうチャンスが、もう随分長く続いておられて、大体ほとんどの方が受けられているし、それからあとは、年度に2回実践交流会というのがありまして、そこでそれぞれが担当している子供について保育士同士がグループを組んでいろんなノウハウを交流し合うとか、そういう施策が随分しっかりできているので、実際のところ保育士の方々が困っているというのは、具体的な一人一人のケースは、理論とは若干違ったりしますから、そういうところでの悩みというのはかなりありますけれども、我々以上に知っていることもたくさんありますので、余りこの人は知らないなとか、そういう感じはしないです。やっぱり具体的なケースについてそれぞれ考え合うということでもあります。

(副会長) 同じことで、先ほど委員、学童クラブの支援についておっしゃいましたが、学童もやはり巡回指導なさっていますよね。学童の指導員はいかがですか。

(委員) 保育園に比べると指導員に対する研修がいま一つというのか、最近大分充実してきているように思うんですけれども、やっぱり保育士に比べると回数も恐らく少ないと思うんですね。

一時期、例えば保育課の研修会だとかいうときに学童クラブの人たちは全く知らないということも一時あったようですけれども、できるだけ横の連携といいますか、そういうのは必要だなということを感じたことがあります。

ただ、実際に、学童クラブの場合には、指導員の方は少ないということと、研修がまだ十分でないということもあって、やっぱりかなり大変です。

(副会長) そういうので私も障害児の学童クラブを始めたようなものなんですが、実際枠があっても居場所がないという、指導員の人もそこまで面倒見切れないということがあってはじき出されてしまうというようなことがあると思います。

それから、中学に行くと、もうありませんから、その辺の施策をこれからぜひ考えていただきたいというのと、先ほども出ましたけれども、レスパイトだけじゃなくて、夏休みなんかは日中も居場所がないというようなことを聞きますし、まだ私のところ夏経験していませんのでわかりませんが、今、日中一時支援事業を使ってやっているんですが、前にもお話ししましたけれども、非常にコスト的にとてもやっていけないような状態で、これはお願いになっちゃうんですけれども、どうしても送り迎えとかにもかかりますから、その辺のところを何とかお願いしたいと思います。

(会長) いろいろご苦労があることがよくわかります。

そうしましたら、今、地域支援事業の話に重点を置いてご意見承ったんですが、これからはまた全体で、どこでも結構です。ですから最初の相談、全体のことでも結構ですし、発達支援事業でも、地域支援事業でも結構ですし、あるいはそれ以外のことも結構ですので、残りの時間15分ぐらいだと思いますけれども、最後にいろいろご意見をいただければと思います。

(委員) 心障センターがどんな事業をしてるかということも、検討会に携わって、こんなにやってたんだとわかったくらいです。どんな形でもいいので、保育園、民生委員さん、相談員など周知を幅広くして、区民にも周知していただけたらと思います。いろんな方法で周知していただけたらと思います。

(事務局) まさにそういう形で、まず知っていただくということが重要なのかなと思います。その中で区民の皆さんからご意見等も上がってくるということがございます。

ですから、民生委員の方とか相談員の方とか、周知に努めているところですが、一般的な区民の皆様への周知という形もやはり今後取り組んでいきたいと思っております。

ですから、媒体としては、ポスターであるとか冊子であるとか、区報の特別号であるとか、あるいはホームページであるとか、受け手の方々のご事情に合わせたような形で、できるだけ広い形で周知を図っていただければと考えております。

(委員) 学童期の支援で、療育と教育が両車輪になっていまして、今回ここは主に療育について話す場なんですけれども、実際学校に行きますと、ある程度発達に何らかの問題を持っていたり、LDのお子さんとか、ADHDのお子さんとかで、教室に入れられない子というのがかなりいます。

それで、学年が上がってくると、むしろ低学年のときは多動や何かで教室に入れられないというのはあるんですけれども、友達関係がまだちょっと幼さも残っていて、それなりに友達関係をつくっているんですが、3、4年になってくると、周囲の目が厳しくなってきたり、人間関係がうまくいかないために教室に入れられないというお子さんたちが学校の中をうろうろしているという状態がかなり生じてきて、そういう教室に入れられないお子さんたちは教育も受けられないですし、そうでなくてもなかなか情報の取り込みが弱いところに、授業も受けられないからどんどん学力的にも置いていかれて、余計学校生活が

充実した形で送れないというふうになっているんですね。

だから、発達支援センターとしては、月に1回か2回のソーシャルスキルとかグループ療育を行うことも大事ですし、同じように教育現場でも、何かもう少し柔軟な教育体制のあり方というか、そういうふうに教室から漏れた子供たちも少し救える場を学校内でとれるような体制が、療育と教育のはざまみたいなところのサポートももう少し考えられたらなと思います。

(学務課長) どちらかというところと教育の分野かなと思います。本来各クラスの担任の先生が目配りして、楽しくほかの仲間と一緒に授業を受けていただくというのがあるべき姿かなと思うんですが、どうしても今おっしゃったような学習障害や、あるいは発達障害の子供で、じっとしてられないという子供もたくさんいますので、昨年末に行われました区議会定例会で、支援をさらに充実していきたいということで学校生活支援員という名称の非常勤職員を設置することが決定いたしました。こういった制度を利用しながら、可能な限り授業と一緒に受けられるように支援していきたいと考えています。

(委員) 今のことに関連して聞きたいんですが、さっきの一般的に周知を徹底していくという一つに、やっぱり子供たちにその子供のことをわかってもらうために、今どんなことを学校の現場として行っているのかということをお聞きしたいんです。

(学務課長) こういう仕組みがあることを子供たちにわかってもらえるということでしょうか。

(委員) そういう子供たちに対する理解に関する授業とか、道徳とか、そういう誰か招いての話があったり、わかりやすい本を紹介するとか、いろんなケースがあると思うんですけれども、今どんなことを、学校の中で、一般に健常児と言われる子供たちに、わかってもらうためにどんなことをしているのかなということをお聞きしたいんですけれども。

(学務課長) 外から講師を呼んで授業の中で行うことについては余り私も詳しく知らないんですが、各学校の担任の先生方が折を見て子供たちにお話をしたり、あるいは近くの特別支援学級や特別支援学校との交流というようなことも行いまして、理解を促しています。それ以外では、教育だよりといったようなものの特集などを利用して子供たちに伝えていくというようなことをしています。

(委員) 練馬区外の地域も含めての一つの情報ですけれども、2通りあるかと思うんですね。個別の具体的な事例に関しての周りの子供たちへの理解を促進させるということと、あと一般論としての理解を促進させる指導というのがあるかと思います。

前者は、具体的にその学級に発達障害のお子さんがいて、何らかのトラブルを起こしていると、周りの子供が違う基準で教師がその子に対応しているので、それは何でなのか、あるいはそういうトラブルを頻発させるのは何でなのかというようなことがあって、それに対しての説明としてそういう時間を設けるといったことがあると思います。

その際に、障害名を出す場合も、出さない場合もあると思います。必ずしも出すことがいいとは思わないんですが、といいますのは、理解する側の理解力がそれに及んでいない場合には、いたずらに騒ぎが大きくなるといいますか、問題が大きくなるということになりますので、診断名ということではなく、こういう特性があるので、こういうような対応をしましょうとか、伝えるときには、こういうような伝え方のほうが何々さん

はわかりやすいですよというような非常に具体的な授業という感じで理解を深めるというのが1点です。

後者の場合には、主にすべての学校で行われているというわけではなく、そういう活動がある区や市でもシステムチックなものではないと思うんです。主に校内に通級指導学級があるようなケースですね。クラスの中の友達がある曜日だけ抜けて、校内の違う学級に行くと、その学級を、校内ですから、周りの子供たちはのぞきます。そうすると、何やら楽しそうなゲームとか絵本とかあって、何々さんというのは時々授業を抜けて遊びに行っているんじゃないか、そういうような誤解が生じることがありますので、特定のお子さんに関してということではないんですが、その学級の目的とかねらいですね、そういう学級を活用している子供たちというのは、どういうところで苦しんでいるのかというようなことを、主に通級指導学級の担任の先生が通常学級に出張しまして、それで説明をするということですね。

例えば、事前にその学級に対してのイメージというのを通常級の子供たちにアンケート調査でとるわけです。そうすると、いろんな意見が出てくるわけです。遊びの場とか、ちょっと頭の悪い子が行くところじゃないかとか、切れる子が、危ない子が行くところじゃないかとか、いろいろあるわけですけども、そういうふうな授業の後にもう一度アンケートをとりますと、自分の考え方が間違っていたとか、自分もあそこに行きたいとか、いろいろ出てくるわけです。そういうような形が1つありますので、ご紹介いたします。

(委員) 私の子供はさくら学級(特殊学級)のある小学校に行っていました。中学も特別学級がありました。だから、やはり子供同士のことより親なんですね。自宅に帰って、親がそれをどう説明するか、まずそこにあるんです。あそこの部屋にいる子はみんな頭悪いから行かないほうがいいよというような説明の仕方をするお母さんと、そうじゃないということがあるので、まず親の教育なんです。子供の通級だとかクラスというよりも、私の経験からいうとまず親だと思います。子供はやっぱり、それこそ心きれいな子供たちですから。うちの子供は小さい子が苦手なんです。何で片目が小さいの、何でびっこなのと、ストレートなんですよ。でも、そのときの、そのそばにいるお母さんがどんな言葉を教えるかなんです。私は親の立場から言ったら、親だと思います。移動教室のときに、学校で、はい、どうぞとなっているときに、その子がいたら困るというお母さん方の団結で、その子は移動教室に行けなくなりました。だから、お母さんの声1つが、たくさんのお母さんを集める。ということは、親なんだなと。学校の中での教育というのは、先生はもちろんですが、親御さんも大切なんだなと思います。

(委員) 専門家の方たちがいっぱいいらっしゃるので、ご意見を伺いたいんですが、学校現場の中で他の親たちへの周知とか教育というのはどういうのがいい形なのかと日々悩むところなんですね。自分の子供のときも悩みましたし、今は自分の子供じゃなくて、学校現場の中に入ってそういうお子さんたちを見ながら、そのクラスのほかのお母さんたちへの周知というのは、非常に微妙で難しい問題です。で、学校も例えば講演会でもないけれども、そういうのを説明する機会を設けようかというふうに思っているところもあるし、だけれども、実際それを設けて良い点と悪い点とかというところでまた迷っているところもありますので、ぜひこういうふうな形でお母さんたちにお伝えするのが

いいんじゃないかという何かお考えがありましたら、教えていただきたいなと思います。  
(会長) 委員からそういうご要望なんですけど、いかがですか。どうぞ。

(委員) なかなか難しい問題だと思うんですが、やっぱり学校がどういう教育方針をとっているか、そういう子供さんも含めて、それがはっきりしているのと、していないのとでは随分違うと思うんですよね。

ですから、結局クラスの中で、確かに父母会であの子がいなければという話が出て非常に辛い思いをしたというお母さん、確かにたくさんおられるんですけども、そのときに先生が一言そうじゃなくてという話をきちっとしてくださる、あるいはふだんの中で、先ほど皆さんから出たような一人一人の子供を大切にすることが一体どういうことかということも含めてきちんと子供たちに対しての指導があれば、僕は随分違うと思うんですよね。ですから、そういう意味では、やっぱり主体となる学校の全体の方針が一番大きい影響を与えるんじゃないかなと思っています。

それから、もう一つは、通常級の先生に対する指導といいますか援助ですよね。いわゆる通常級の先生というのは本当に1人で何十人の子供さんを見るわけで、最近はいろんな子供がおりますよね。そういう先生たちに対しての支援をどういうふうにもうまくやっていくかということも、コーディネーターだとかいろいろシステムが変わって、少しずつよくなっていると思うんですが、実際の中では一番苦労されているのが担任の先生だと思うんです。

ですから、親を変えていくということも大事ですけども、やっぱり先生たち自身が変わって、いろんな意見があったときに、いや、こうですよということを自信を持って言えるような、そういうシステムあるいはサポートがきちんと学校の中にあれば随分違うんじゃないかなと私は思っております。

(委員) 私の意見というか実感という形でお話させていただきます。巡回相談員という形で一応学校現場とかかわっておりますが、一言で言ってしまうと、ケース・バイ・ケースだと思います。やはり人間のやることなんですね。非常に現場は生ものだと思いますので、担任の先生がどういう方か、それからそのクラスの親御さんがどういう方たちが集まっているのか、デリケートな問題を出していいような土壌なのか否かというようなことを丁寧に見取って方策を立てていくというのが、一番いい方法かなと私は実感しています。

例えば、保護者会などでトラブルが目立つお子さんに関してはですね、いわゆるカミングアウトのようなことをアドバイスしたり、その場に居合わせたり、いろんな形で体験いたしましたけれども、やはりその状況に合わせて、障害面まで出すかどうかですね。最近ではネット検索でキーワードをほうり込めばいろんなものが出てきます。ただ出てきたときの優先順位ですね、どういう情報が筆頭に上がってくるかというのは、こちらではコントロールできませんので、非常に危ういところがあります。お母さん同士の横のネットワークといいますか、保護者会に出なかった方に対して、驚いたんですけども、こんなことがあったのよという尾ひれがついた形で広まるということも非常に怖いので、診断名をあえてふせて、行動の特徴だけを話題に乗せてお話しするというようなこともあります。

それから、一番配慮しなければいけないのは、そういうような話をするとき、当然

その特定の対象児童の親御さんがほかの親御さんに対して説明するという形をとるわけですが、対象児童の保護者の方対ほかの方という図式になるんです。これは非常にうまくないと思います。何が重要かという、対象児童の保護者の方のサイドに担任がいるべきなんですね。保護者の方が自分のお子さんに対しての説明をする、それを補足して、こういうようなお子さんだけでも、私は学級の中でこういう配慮をしていると、この配慮が功を奏しているとか、この配慮がまだ不十分な点があるので検討していきたいというようなことを言い添えれば、それは一つの形になるかと思うんですね。

ですから、そういうような配慮もしつつそういうほかの要因なども考慮して、カミングアウトの形というのを考えていかなければいけないということが1つです。それは具体的な事例に関しての、本当に近々に対処しなければならないようなことに関してのほかの保護者への伝え方ですけれども、特定の事例がクローズアップされる以前に基礎知識として、それこそ就学前の健診などでそういうようなレクチャーを入れたらどうかなんていう意見がこの冊子の前のほうにも出ていましたけれども、そういうような形で、保護者の勉強会で、例えば軽度発達障害とはどういう特徴を持っているのか、そういう子供たちの苦しさというのとは何なのか、周りの人間として何ができるかというようなことを一般論としてお伝えしていく、あるいは配布物を用意するでもいいですけれども、そういう二段構えがやはり必要かなと思います。

(会長) ちょうど時間も過ぎておりますので、こども発達支援センターの今日のテーマそのものにつきまして、これだけは言っておきたいというご意見がありましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではですね、熱心な意見がたくさん出て、非常に有益なご意見をいただけて、ありがたく思っておりますけれども、時間が過ぎておりますので、これで本日は終了とさせていただきますと思います。本当に委員の皆様にはご多忙中にご出席いただき、しかもまた前回以上に熱心なご意見を出していただき、次回の報告書の案などを検討するときにも非常に有益なご意見がたくさんあったと思います。事務局の方は非常に大変だったと思いますけれども、よろしくまとめていただいて、次回はいよいよ最後でございますので、よろしくお願ひいたします。

今日は本当にどうもありがとうございました。

それから、あと事務局から事務連絡などございましたら、お願ひいたします。

## 4 閉会

(事務局) 本当に今日はありがとうございました。事務局といたしまして、先ほど会長からお話があったとおり、今回のご意見を踏まえまして報告書にまとめていきたいと思っております。ですから、事務局で、こども発達支援センターでこういう形の事業ができるんじゃないかということも含めて検討しながらまとめさせていただきたいと思ひます。

それと、今日、何点か資料のご要求がありましたので、あわせてご用意したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

最後に、次回の日程でございますが、次回は2月3日、火曜日でございます。場所は



こちら庁議室を予定しております。時間は今回と同様午後7時からと予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(会長) では、いつも申し上げておりますけれども、非常に熱心なご意見を出していただいて、恐らく今でも、あるいはこれからご帰宅になってからでも、この意見をぜひ言っておきたいということがあると思いますので、その件に関しましては、またいつもどおりですけれども、事務局に直接ご連絡いただければと思います。それは最終の報告書の中にまた反映されるものになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、本日はこれで終了させていただきます。どうも本当にありがとうございました。